

的外

みのる法律事務所便り
第332号
平成29年12月



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ⑫

つゝ た
角を矯め

牛を殺すぞ
横綱さん
正義の戦争より
不正義でも平和がいい



元横綱日馬富士の後輩指導の為の暴力も、元横綱貴乃花の相撲道の為の頑かたくな態度も、横綱白鵬の会場を盛り上げる為の言動も、どれも皆、それぞれの立場で、「正義の為」ということでしょうか。

正義の為であっても、自分の主張に拘こりり過ぎれば、思いも掛けない悪い結果が出る場合があります。角を治そうとし、牛を殺すこともあるのです。現役横綱の引退、将来のある力士の身心に残した深い傷、相撲人気、相撲協会に与えたマイナスイメージ。この横綱さん達は、そのような結果を考えていたでしょうか。自分の正義論に拘り過ぎではないでしょうか。

「正義の戦争より、不正義でも平和がいい」と語った、俳優の小沢昭一さんの言葉が、あの味のある語り口とともに思い出されます。結果を考えずに、正義論を掲げて、猪突猛進する輩やからは、酒に酔い過ぎているか、思慮浅薄むしな、つまりバカなのです。金正恩、トランプ、安倍さん、あなた方が、同じ穴の貉むしなとなったら、人類滅亡、地球壊滅という結果となりかねないのです。くわばら、くわばら。

田舎弁護士の駄弁句 ⑬

分かるのか

言葉の意味が

首相様

「^{しんし}真摯な説明」は

「^{いんべい}隠蔽」とは違う



「真摯」とは、「ひたむきに物事に取り組む様子」という意味です。

「真摯な説明をする」と約束した首相の国会での森友問題、加計問題の答弁は、真摯な説明などというものではなく、「隠蔽」とさえ思われます。

「隠蔽」とは、「悪事や秘密などを見えないように^{おお}覆い隠すこと」です。「真摯な説明」とはまるで真逆です。

報道機関も、国民も、それには十分に気付いています。

気付いていないのは、安倍首相と、安倍首相に取り入ろうとする自民党の若い国会議員の先生方です。

首相、その取り巻きの議員の先生方、言葉の意味位もう少し勉強して使ってください。一国民の切実な願いです。

さっぱり分かりませんか???

一住民訴訟の奥州市の控訴費用の支出一

水沢駅前駐車場用地住民訴訟の1審判決は、「被告奥州市長〇は、〇に対し、金1,653万円及びこれに対する平成27年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ」というものです。つまり奥州市は、奥州市長〇個人から、1,653万円を損害として賠償してもらいなさい、というものです。

奥州市長〇は、奥州市に不法行為をなし、その結果奥州市に金1,653万円の損害を与えた。個人である〇は、奥州市にその損害を賠償しなければならない立場にあるから、奥州市は〇からその損害賠償金をもらうための請求をなさいというものです。

この判決に対し、奥州市議会は、「**控訴して争う控訴費用を奥州市から出す。**」という決議をしたというのです。なぜ、そんなことをしたのでしょうか？私にはさっぱり分かりません。奥州市には、金がありあまっていて、金は邪魔だというのでしょうか？

奥州市が〇さんから損害賠償金をもらうのは、奥州市の面子めんつがつぶれるとでもいうのでしょうか？どうして、奥州市民を代表して、奥州市民の利益のため奥州市長などの行政を監督すべき奥州市議会が、控訴費用を奥州市が支払うなどという決議をしたのでしょうか？私にはさっぱり分からないのです。分かる方がおりましたら教えて下さい。



たとえ話ですが、Aという者が奥州市役所の金庫からお金を盗んだとします。どういうわけか、奥州市長以下の職員は、Aに対しその金を返せと請求しません。奥州市の行政を監督すべき奥州市議会も、金を返してもらうようにと、市長以下の職員を追及しません。そこで、住民が返してもらうようにと住民監査請求手続きを取りましたが、監査委員は、市は、返してもらう手続きを取らないことは、相当ではないと思うが、違法とまでは言えないなどと、よくわからない決定をしました。止むを得ず住民は、住民訴訟を提起しました。

さすがに裁判所は、奥州市は、Aから盗んだ金を返してもらうための請求をなささいという判決を出しました。

これに対し、奥州市議会は、この判決は不服だとして、控訴するというAの控訴費用を奥州市が支出するという決議をしたとしたら、奥州市民は納得するのでしょうか？この事務所便りをお読みの皆様なら、如何でしょうか？

こんなことが何の疑問も感じないまま、大手を振って罷り通るのはなぜなのでしょう？疑問を感じないとしたら、どこか感性がおかしいのではないのでしょうか？

国民の財産である、国有地をただ同然に森友学園に払い下げようとした政府の行為を、とことん追及しようとしないう自公民の国会議員の先生方は、上記のAを支援するのでしょうか？このような国の政治の姿勢が、奥州市にも伝染したのでしょうか？

奥州市議会の控訴費用の奥州市負担の決議は、私の目には、表現が悪いが分かり易く言えば「泥棒に追い銭」ということになるのではないかという気がするのです。



奥州市の市長のせいで損をした上に、〇市長の控訴費用を奥州市が支払うという、更に奥州市が損をするようなばかげたことをしていると思えてならないのです。



ふうぶん
風聞によりますと、奥州市議会が控訴費用を負担するという決議をなしたのは、市長側が「市が控訴費用は出さないということは、市長の控訴権を侵害することになる」という説明をして、市議会においては、「そういうものか」と納得した議員の先生方が多くいたからだということです。

ですが、私には何が何だか分からないのです。前記の通り、「奥州市は、〇に対し損害賠償請求をしなければならない」という判決に対し、どうして奥州市が控訴しなければならないのでしょうか？この場合の市長の控訴権とは、何を言うのでしょうか？そもそも市長は、市の為、市民の為、働かなければならないのです。奥州市長としては、〇に対し、損害賠償請求をしなければならないのです。

そのような内容の1審判決に対し、奥州市長には、控訴する権利があり、控訴費用を奥州市が負担しなければ、奥州市長の控訴権の侵害になるという市長側の説明も、その説明に納得する奥州市議会の議員の先生方の考え方も、私にはさっぱり分からないのです。

この場合において、奥州市が控訴費用を負担しなければ、奥州市長の控訴権の侵害になる、というのはなぜなのでしょう？

控訴とは、1審判決を不服とする場合に、その取消・変更を上



級裁判所に求める手続きですが、本件の1審判決に対し、〇個人が不服であるというのであれば、それはそれで分からないことはないのですが、どうして奥州市が不服なのでしょう？どうして、奥州市が控訴費用を負担しなければ、奥州市長の控訴権を侵害することになるのでしょうか？奥州市が控訴費用を負担するという事は、奥州市民が控訴費用を負担することになるのです。おかしくないでしょうか？

私には、市長側の主張も議会の考えも理解できないのです。私のような愚者にも分かるように説明してほしいのです。

奥州市議会の先生方は、市長以下の市職員の行政行為を、奥州市民に代わって監視、監督するという役目を果たしていると言えるのでしょうか？

そんな思いが湧いていたところ、平成29年12月1日の岩手日報に、「市議報酬月3万9千円増—奥州市審議会答申」というメインタイトルに、「引き上げ額県内最大」とのサブタイトルの記事が掲載されていました。このタイミングで、この答申は、如何なものでしょうか？私にはさっぱり分からないのです。

記事によりますと、奥州市議会改革検討委のS委員長は、「議会は民主主義のとりで。若い世代の成り手を確保するためにも議員報酬は重要だ。報酬通りの働きで市民に答えなければならない。」とありますが、応えてきたのでしょうか？

記事は、「市民感覚からすると、引き上げ幅は高いと感じる。報酬額に見合った活動をしてほしい。」とする市民の声も報じていますが、市議会議員の先生方は、この声にどう応えたのでしょうか？この先、どう応えていくのでしょうか？





『新・憲法の心』 第24巻発刊の御案内



『いなべんの駄弁本』101冊目ができました。『新・憲法の心』シリーズ第24巻『国民の権利及び義務（その1）』です。

この『的外』をお読み戴いている方には、1冊謹呈させて戴きます。内容は、それをお読み戴ければお分かり戴けるのですが、最後の一部分を転載します。これをお読み戴き興味が湧きましたら、是非、24巻全体に目を通して戴ければ幸甚です。

平成29（2017）年9月25日に、安倍首相が、衆議院を解散することを発表しました。選挙の争点の一つに、憲法改正問題があるとのことです。これからは、憲法問題が、国会でも、国民の間でも、議論が沸騰しそうな気がします。

日本は言うまでもありませんが、立憲国家であり、立憲政治が行われなければなりません。憲法に従って、議会を通じて国民が政治を動かしていかなければならないのです。

9条の問題が、その中心となるでしょうが、国民の権利及び義務に関する問題もありそうです。国民としては、この問題にも深い関心を持たなければなりません。

特に、「公共の福祉」という言葉で、国家機関が、国民の基本的な人権を制限できるなどという考え方に賛同してはなりません。それを許したら、戦前の全体主義、国粹主義、軍国主義国家に戻ってしまう危険性があるのです。

この『国民の権利及び義務』シリーズにおいても、国民は語り合わなければならないことが沢山出てきそうです。



憲法改正論を議論することは大事な事ですが、十分な議論をしないで、少数派の意見には耳を貸さないで、数で押し切るようなことを許してはなりません。数では解決できない憲法の本質もあります。たとえ国民の大多数が賛成しても、改正できない部分が憲法には少なからずあるのです。日本国憲法においては、それは「基本的人権の保障」、「国民主権」、「戦争放棄」です。

これらの問題を、一緒に語り合い、勉強し合い、時には政権や国会に物を申し、カウンターデモクラシーというべき行動を共にし、楽しみ合いましょう。

これからが、憲法問題は面白くなりそうです。色々な事が想定されます。思っただけでワクワクしてきます。次巻以降を楽しみにお待ちください。



年末年始の御挨拶

平成 29 (2017) 年も残すところ僅かとなりました。お陰様で、駄弁本 100 冊の発刊もでき、楽しい一年となりました。ひとえに、この事務所便りをお読み戴いている皆様のお陰です。本当にありがとうございました。

平成 30 (2018) 年も、何卒よろしくお願い致します。この『的外』を以って、年賀状代わりにとさせて戴きますので、年賀状は欠礼させて戴きます。新しい年も、御指導御厚誼の程よろしくお願い申し上げます。

皆様にとって良き年末年始となることを祈念申し上げます。

